

厚生労働省告示第二百三号

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百九十五条の規定を実施するため、国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和五十五年厚生省告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第二条中「授けること」の下に「並びに障害児の保護及び指導に従事する職員（将来職員になろうとする者を含む。）に対し、障害児の保護及び指導に関する理論及び技術を授けること」を加える。

第三条中「以下「養成」を「次条第一項において「技術者の養成」に、「及び」を「並びに」障害児の保護及び指導に従事する職員の養成（次条第一項において「職員の養成」という。）並びに」に改め、「技術者の研修」の下に「並びに障害児の保護及び指導に従事する職員の研修」を加える。

第四条第一項中「養成」を「技術者の養成及び職員の養成」に、「及びリハビリテーション体育学科」を「、リハビリテーション体育学科及び児童指導員科」に改め、同条に次の一項を加える。

7 児童指導員科においては、障害児の保護及び指導に従事する職員の養成を行う。

第五条に次の一項を加える。

3 児童指導員科の修業年限は、一年とする。

第八条に次の一項を加える。

5 児童指導員科に入学することができる者は、学校教育法第百二条第一項本文の規定により大学院に入学することができる者又は保育士の資格を有する者で、総長が入学を許可したものとす。

第十三条中「従事しているもの」の下に「又は障害児の保護及び指導に従事する職員であつて、現に障害児の保護及び指導に関する事業に従事しているもの」を加え、同条第三号中「技術者」の下に「及び職員」を加える。